

## 京都市放置自転車等撤去啓発保管所運営等業務の受託候補事業者選定要綱

### (目的)

第1条 京都市放置自転車等撤去啓発保管所運営等業務の委託に当たり、事業の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、建設局に京都市放置自転車等撤去啓発保管所運営等業務受託候補事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、京都市放置自転車等撤去啓発保管所運営等業務の受託候補事業者の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業者の選定に係る事項
- (2) その他建設局長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 建設局自転車政策推進室長
- (2) 建設局自転車政策推進室計画調整課長
- (3) 建設局自転車政策推進室利用環境整備課長
- (4) 外部有識者 2名
- (5) その他第5条に規定する委員長が指定する者

### (任期)

第4条 委員の任期は受託候補事業者の選定までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長には建設局自転車政策推進室長を充てる。
- 3 委員長は第3条第4号の外部有識者を任命するとともに、このうち1名を副委員長に任命する。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、その委員の3分の2以上の者の出席により成立する。
- 3 委員会の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、建設局自転車政策推進室において行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月3日から施行する。
- 2 この要綱は、事業者選定終了限り、その効力を失う。